

厚生労働科学研究費補助金（循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業）
「受動喫煙防止等のたばこ政策のインパクト・アセスメントに関する研究」班
分担研究報告書

各地の受動喫煙防止条例の制定、並びに、
改正健康増進法及び条例の全面施行に向けた取組

研究分担者 岡本 光樹 岡本総合法律事務所 弁護士 兼 東京都議会議員

研究要旨：

2018年6月27日成立の「東京都受動喫煙防止条例」及び7月18日成立の「健康増進法の一部を改正する法律」の内容を踏まえて、他の地方自治体への条例制定の波及状況、各地の条例内容を調査し、比較検討した。条例内容の重要な方向性として、次のⅠ～Ⅳの4つの分類が挙げられる。

Ⅰ.飲食店等への罰則強化 健康増進法を補う

中でも、東京都・千葉市・埼玉県は、いずれも「働く人を守る」観点から従業員の有無を基準に規制対象を定めた上で、罰則を設けている。

Ⅱ.20歳未満（以下、未成年という）・子どもに焦点をあてた条例

Ⅲ.屋外の受動喫煙 公園や路上での喫煙禁止

Ⅳ.加熱式タバコに対して規制を加重

つづいて、法律・条例の履行確保に向けた取組、違反に対する住民からの通報受付の先進例、公衆喫煙所整備補助金の問題事例、及び、禁煙外来治療費の助成の広がり等の新たな情報について調査・検討を行った。

東京都は、条例全面施行直前の2ヵ月間を、一斉かつ集中的な条例周知のためのキャンペーン期間とした。

千葉市は、法律・条例違反による受動喫煙の被害に関する情報を、LINE（SNS）又はWEBフォームを用いたインターネット経由で受け付けている。

区が設置する公衆喫煙所に対して、周辺住民の反対運動が起きる例が見られ、受動喫煙防止のための十分な配慮がなされるべきである。東京都は、配慮を欠いた喫煙所に補助金を交付すべきでない。

建物内の喫煙所は、FCTC（たばこ規制枠組条約）第8条ガイドラインに反し、あくまで例外的な措置であって、公的に推奨して公費を投じるべき性質のものではなく、行政による補助金は廃止すべきだが、現行の政策はそうした方向性に向いていない。逆に、分煙のための補助よりも、むしろ禁煙化のために喫煙室撤去や壁紙変更や改装等をする場合にこそ補助金を出して、屋内禁煙化を後押しすべきであり、いくつかの自治体で取り組みが始まっている。

喫煙所に補助金を出すことは過渡的な施策であり、他方、禁煙外来治療費への助成など禁煙・卒煙を推進することは抜本的かつ根本的に重要な施策と考えるべきである。

加えて、新型コロナウイルス感染症による影響についても若干の考察を行った。

A. 研究目的

筆者は、厚生労働科学研究費補助金 循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究「受動喫煙防止等のたばこ対策の推進に関する研究」平成29(2017)年度分担研究報告書 109 頁「子どもを受動喫煙から守る条例の成立と考察」¹において、「東京都子どもを受動喫煙から守る条例」²（2017 年 10 月 5 日可決）及び「福山市子ども及び妊婦を受動喫煙から守る条例」（2018 年 3 月 22 日可決）について、条例成立の経緯、条例内容の比較、条例制定の意義、国の健康増進法改正案への影響に関する考察等を取りまとめた。

また、同上研究平成 30(2018)年度分担研究報告書 73 頁「東京都受動喫煙防止条例と健康増進法改正の成立」³において、2018 年 6 月 27 日成立の「東京都受動喫煙防止条例」⁴及び 7 月 18 日成立の「健康増進法の一部を改正する法律」⁵に至るまでの経

¹ 厚生労働科学研究成果データベース

https://mhlw-grants.niph.go.jp/niph/search/Download.do?nendo=2017&jigyoId=172031&bunkenNo=201709004A_upload&pdf=201709004A0011.pdf

² 「東京都子どもを受動喫煙から守る条例」の条文

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kensui/kitsuen/kodomojourei/291013_tokyotokoho.pdf

³ 厚生労働科学研究成果データベース

https://mhlw-grants.niph.go.jp/niph/search/Download.do?nendo=2018&jigyoId=182031&bunkenNo=201809001A_upload&pdf=201809001A0011.pdf

⁴ 「東京都受動喫煙防止条例」条文

2018 年 6 月の成立当初

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kensui/tokyo/file/judokistuenboshijorei.pdf>

2019 年 6 月の改正後、2020 年 4 月 1 日全面施行時
<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kensui/tokyo/file/judokistuenboshijorei0401.pdf>

⁵ 「健康増進法」の新旧対照条文

<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/dl/196-14.pdf>

「健康増進法」の改正法の条文

<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/dl/196-13.pdf>

緯とそれぞれの内容について、調査・検討した上で、他の地方自治体への波及状況について調査し比較検討した。また、法令及び条例を施行していく上での課題として、罰則等の執行体制、助成金・補助金のあり方についても検討・考察した。

本年度は、上記の内容を踏まえつつ、その後の各地への波及状況等に関する比較検討を加えた。

また、法律・条例の履行確保に向けた取組、違反に対する住民からの通報受付の先進例、公衆喫煙所整備補助金の問題事例、及び、禁煙外来治療費の助成の広がり等の新たな情報について調査・検討を行った。

加えて、新型コロナウイルス感染症による影響についても若干の考察を行った。

B. 研究方法

インターネットを利用して、各条例及び各種制度に関する情報収集を行った。（全ての URL の最終アクセス日：2020 年 4 月 28 日）

また、筆者は 2017 年 7 月に東京都議会議員に就任したところ、これによって知り得た情報を、公開可能な範囲で報告した。

（倫理面への配慮）

本研究は、既に公開されている情報の分析、検討及び考察に基づくものであり、倫理上の問題は発生しない。

C. 研究結果

目次

1. 各地の受動喫煙防止条例

- (1) 条例の制定状況
- (2) 横断的整理・考察

2. 法律・条例の履行確保に向けた取組
 - (1) 東京都の取組
 - (2) 個別訪問・パトロールに要する予算措置
 - (3) 違反に対する市民からの通報受付の先進例
3. 助成金・補助金のあり方に関する考察
 - (1) 区市町村が整備する公衆喫煙所について
 - (2) 中小事業主が設置する喫煙室への助成か、喫煙所撤去への助成か
 - (3) 禁煙外来治療費への公費助成
4. 新型コロナウイルス感染症による影響に関する若干の考察
 - (1) 飲食店経営への影響
 - (2) 喫煙所閉鎖への影響
 - (3) 住宅喫煙増加への影響

1. 各地の受動喫煙防止条例

(1) 条例の制定状況

改正健康増進法は、施設の類型に応じて原則敷地内禁煙又は原則屋内禁煙等を定め、違反に対する罰則（過料の行政罰）を設けた法律であり、**我が国の受動喫煙対策において、極めて重要な法令上の変革といえる。**

「東京都受動喫煙防止条例」は、国の健康増進法改正において大幅な例外措置が設けられた既存飲食店について、「働く人を守る」観点から、従業員を使用していれば「原則屋内禁煙（喫煙専用室内でのみ喫煙可）」とし、法の経過措置とされた客席 100 ㎡以下の既存飲食店への規制を補うという点が特に重要である。

「千葉市受動喫煙の防止に関する条例」⁶もまた

⁶ 千葉市 受動喫煙対策
<http://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/kenkou/kikaku/judoukituen.html>

東京都の条例と同様に従業員の有無を基準に、従業員を使用する飲食店は原則規制対象とするが、東京都と異なる点として「キャバレーやナイトクラブなど風俗営業法の接待飲食等営業や特定遊興飲食店営業に該当する施設は、経過措置として当面努力義務」⁷とする点に特徴がある。

「埼玉県受動喫煙防止条例」⁸もまた同様に従業員を使用する飲食店は原則規制対象とするが、異なる点として、店舗を喫煙可とすることに全従業員の書面による承諾がある場合は規制の対象外とする点に特徴がある。

他の地方自治体においても、法律に上乘せ・横出しする条例制定の動きが広がりを見せている。各地の制定条例⁹の内容について比較・検討した結果を【別表 1】～【別表 4】に示す。

【別表 1】では、国の健康増進法改正までの各地の受動喫煙防止条例として、神奈川県、芳賀町（栃木県）、兵庫県、広島県、美唄市（北海道）、東京都、福山市（広島県）、香芝市（奈良県）の条例内容を整理した。

【別表 2】では、国の健康増進法改正後の政令指定都市及び道府県における受動喫煙防止条例を整理した。

⁷ 千葉市受動喫煙の防止に関する条例（仮称）の基本的考え方（案）について
https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/kenkou/kikaku/documents/judoukituenjourei_kihontekikangaekata.pdf
 上記のパブリックコメント手続実施シート
https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/kenkou/kikaku/public_comment.html

⁸ 埼玉県受動喫煙防止条例 条文
https://www.pref.saitama.lg.jp/e1601/gikai-gaiyou/documents/gidai2gou_judoukitsuenboushi.pdf

⁹ 子どもに無煙環境を推進協議会 【地方自治体の受動喫煙防止条例】
<https://notobacco.jp/pslaw/pslawjorei.html>
 同 「受動喫煙防止条例の一覧、改正健康増進法との比較」も参考。
<https://notobacco.jp/pslaw/psjoreilawhikaku1812.pdf>

【別表3】及び【別表4】では、その他の市の受動喫煙防止条例を、健康増進法への上乗せに関する条例と、路上禁煙に主眼をおいた条例とに分けた上で整理した。

昨年の研究報告では、千葉市、静岡県、山口県、山形県、大阪府、兵庫県、習志野市（千葉県）、四条畷市（大阪府）、調布市（東京都）、豊橋市（愛知県）の条例を紹介したが、本年度は、秋田県、広島県、尼崎市（兵庫県）、士別市（北海道）、松本市（長野県）、多摩市（東京都）、蒲郡市（愛知県）、多治見市（岐阜県）、苫小牧市（北海道）、市原市（千葉県）、寝屋川市（大阪府）の条例を加えた。

（2）横断的整理・考察

各地方自治体の条例制定・改正のうち、特に重要な方向性として、次のⅠ～Ⅳの4つの分類が挙げられる。

Ⅰ. 飲食店等への罰則強化 健康増進法を補う

東京都(知事提案)、千葉市、大阪府、秋田県、埼玉県(議員提案)

Ⅱ. 未成年・子どもに焦点をあてた条例

東京都、福山市、大阪府（左3つ議員提案）、名古屋市、寝屋川市(左2つ市長提案)

兵庫県：未成年が同乗する自動車内の喫煙に罰則導入を検討していた。「何人も、20歳未満の者及び妊婦と同室する住宅の居室内、これらの者と同乗する自動車の車内」等において、「喫煙をしてはならない。」との禁止規定が設けられたが、罰則は実現しなかった。

Ⅲ. 屋外の受動喫煙 公園や路上での喫煙禁止

・千代田区（生活環境条例に基づく告示変更により罰則適用）

・豊島区、墨田区（公園条例の改正）
・習志野市、四条畷市、調布市、多摩市（条例新設）ほか

1741の市町村のうち243以上で路上喫煙を規制する条例が制定され¹⁰、その多くは環境美化の観点から導入され、駅周辺や繁華街などの通行人が多いエリアを対象としてきたのに対し、近時は、屋外における受動喫煙対策として、未成年者などが利用する施設周辺にも対象を広げていると評されている¹¹。

Ⅳ. 加熱式タバコに対して規制を加重

兵庫県、山形県、秋田県、豊橋市、多治見市

このほか、より詳細な網羅的な分類として、改正健康増進法と対比した条例による上乗せ・横出しの規制内容を、次の13項目に整理するものもある¹²（なお、筆者が特に重要と考える上記4分類と重さなる点に下線を付して示す。）。【別表5】に、その表を引用する。

(1) 特定施設等に関する規制強化

- ①第1種施設に関する規制強化、②第2種施設に関する規制強化、③全面禁煙時の標識掲示、
④既存特定飲食提供施設に関する規制強化

(2) 喫煙者に対する措置の強化

- ⑤喫煙者に対する直罰制、⑥施設管理者による

¹⁰ 厚労省「受動喫煙防止対策強化の必要性他」
<https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-10904750-Kenkoukyoku-Gantaisakukenkouzoushinka/0000172629.pdf>

¹¹ 釘持麻衣「受動喫煙対策をめぐる 改正健康増進法の上乗せ・横出し条例」都市とガバナンス Vol.32 179頁
http://www.toshi.or.jp/app-def/wp/wp-content/uploads/2019/10/reportg32_5.pdf

¹² 前掲・釘持麻衣 都市とガバナンス Vol.32 177頁以下

指導の義務化

(3)⑦未成年者・妊婦に対する配慮義務

(4)「特定施設等」以外の場所の横出し規制

⑧路上等での喫煙規制、⑨居室や自動車内での喫煙規制、⑩客室での喫煙規制

(5) ⑪加熱式たばこの規制強化

(6)その他

⑫理念条例、⑬「受動喫煙」定義の拡大

2. 法律・条例の履行確保に向けた取組

昨年の研究報告では、指導や罰則の適用にあたる保健所の人員体制の拡充、法律・条例違反に関する住民からの相談窓口の設置、また、個別訪問を含む啓発・指導・助言にあたる人員体制などの課題について指摘した。

(1) 東京都の取組

東京都は2020年4月1日の全面施行前に、次の方法で飲食店への周知を進めてきた。

・都、区、市の保健所等が、夏（6月から8月）に食中毒予防のため延べ十六万件の監視指導を行う機会を活用して、飲食店に標識の掲示を促すリーフレットを配布した。また、歳末（12月）の食品衛生一斉監視の機会も活用した。

・ぐるなび営業スタッフが約1,700店に個別説明した

・食ベログ登録店2万件に対してメルマガを配信した

・ビール会社4社の協力を得て、その営業スタッフが取引先飲食店に対して個別説明し標識を配布した

・都は各区市町村と連携・協力し、2020年2月1

日から3月末まで2ヵ月間、受動喫煙防止条例全面施行へのカウントダウンキャンペーンを展開することとした¹³。ポスター掲示、広報誌掲載、施設管理者向け説明会、都立施設・都営地下鉄駅などで啓発グッズの配布、都知事と市長・区長協同による飲食店・街頭でのPR活動、都保健所から飲食店へチラシや喫煙可能室届出書を送付、区保健所の食品衛生更新講習会・食品衛生講習会で説明、区によっては区内飲食店全店舗に周知チラシ配布、区によっては区内飲食店の店頭表示状況調査及び個別訪問など、こうした各種の啓発活動を一斉かつ集中的に行うこととされた（もっとも、2月下旬以降、新型コロナウイルス感染症の影響により一部のキャンペーンが中止となった）。

(2) 個別訪問・パトロールに要する予算措置

都は、「東京都受動喫煙防止対策促進事業経費補助金」として、保健所設置区市に3千万円を上限として、それ以外の市町村に2千万円を上限として、受動喫煙防止条例の普及啓発等の経費を補助している。

もっとも、千代田区では路上喫煙のパトロールにあたる非常勤職員の人件費等に約1億円、港区では約3億円かけているとのことである。路上喫煙の場合と、飲食店への周知徹底のための個別訪問とで、単純な比較はできないものの共通する面もあり、都から区市町村への上記補助金の上限額を引き上げるべきと考える。

¹³ 東京都受動喫煙防止条例全面施行カウントダウンキャンペーン

<https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2020/01/31/08.html>

(3) 違反に対する市民からの通報受付の先進例
千葉市は、法律及び条例による新たな規制の実効性を高めるため、法令違反による受動喫煙の被害に関する情報を、LINE (SNS) 又は WEB フォームを用いたインターネット経由で受け付け¹⁴、職員による調査・指導の結果と併せて統合的に管理するシステムを開始した。

3. 助成金・補助金のあり方に関する考察

(1) 区市町村が整備する公衆喫煙所について

東京都福祉保健局は、区市町村が実施する屋内外の公衆喫煙所の整備事業について、設置・改修・移設の経費に、1箇所上限1000万円、補助率100%の補助金を出している(平成30年9月27日付け福保保健第560号・第561号要綱)。

喫煙を助長するためではなく¹⁵、屋内外の受動喫煙やポイ捨ての被害を最小化するための喫煙所設置に限って、次善の策として必要性が認められ得ると考えるべきである¹⁶

¹⁴ 「千葉市受動喫煙 SOS 情報受付窓口」
https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/kenkofukushi/suishin/nosmoke_sos.html

¹⁵ 「喫煙権」の請求権的側面(行政に対して喫煙助長のための作為を求めること)はないというべきである。
岡本光樹 平成29年度 分担研究報告書(2018年7月公開)「子どもを受動喫煙から守る条例の成立と考察」118頁
<http://mhlw-grants.niph.go.jp/niph/search/NIDD00.do?resrchNum=201709004A>

¹⁶ 千葉市においても、類似の考え方が示されている。「千葉市受動喫煙の防止に関する条例(仮称)の基本的な考え方(案)」に関するパブリックコメント手続で提出された意見の概要と市の考え方 No.30 及び 31 において、「屋内の受動喫煙対策が進むと、建物敷地と道路等の境界付近など、屋外での喫煙が増加し、たばこの吸い殻の散乱による環境の悪化や歩行者等の受動喫煙による健康被害が増えることが懸念されますが、現状、一定程度の喫煙者が存在することを考慮すると、設置場所や構造など受動喫煙防止の配慮を行った上で、屋外での対策について、慎重に検討する必要があると考えています。」「実証事業を行う屋外喫煙所は、

都の上記福保保健第560号要項では、屋内・屋外ともに「法令等で規定する基準を満たしたものであること」という要件に加えて、屋外公衆喫煙所では「近くを通行する者等に容易に受動喫煙を生じさせることがないよう、コンテナやパーテーション等で非喫煙区域から区画されており」及び「建物の入り口や窓、人の往来が多い区域から可能な限り離して設置する等、周囲の状況に配慮すること」等の要件が加重されている。また屋内公衆喫煙所では「たばこの煙が非喫煙区域に流出することがないように措置が講じられていること」という要件が確認的に規定されている。

板橋区では、区役所隣接の公衆喫煙所の新設に関して問題が発生した。区は、2019年7月1日の第一種施設を対象とする改正健康増進法の一部施行に合わせ、区役所本庁舎の隣接地にコンテナ型の閉鎖式公衆喫煙所を設置し、同日から運用する予定であったが、地下鉄のエレベータ乗降口のすぐ横に位置し、排気ダクトが乗降客の通り道に向いており、また、隣のビルには診療所・薬局も入っている等の状況にあり、住民から反対の署名運動及び区議会への陳情提出がなされた。報道によれば、前述の都から区への喫煙所設置の補助金に関して、都は区に、補助金を出すことは困難との意向を示したとのことである。結局、区は、当該喫煙所を一度も運用しないまま、移設先を探すこととなった。板橋区は、喫煙所設置に1000万円近い公費を使い、

人通りの多い場所を避け、周囲へのたばこの煙に配慮して送風機を設置し、周囲を高さ3mのハイパーテーションで囲い、出入口をクランク型とすることとしています。」という千葉市の考え方が示されている。
https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/kenkou/kikaku/documents/pubcome_result_second-hand_smoke.pdf

さらに移設費用を約 145 万円前後と見積もっているとのことである¹⁷。

千代田区においても、一台約一千万円の移動式喫煙所「喫煙トレーラー」の設置場所に関して、3台のうち1台の設置場所が決まらず難航しているとの報道がある¹⁸。もともと区内には適地が少ない上、「迷惑施設」というイメージがあり、周辺住民が反対したとのことである。

このように、喫煙所設置には、場所の選定や公費支出等の困難な問題を伴う。公費を投ずる以上、厚労省の施行規則が定める以上に受動喫煙防止のための十分な配慮がなされるべきである。また、東京都は、そうした配慮を欠いた喫煙所に補助金を交付すべきでない。加えて、そのことを事前に区市町村に予め周知しておくことで、不当な公衆喫煙所の新設を抑止し得る。

なお、大和浩教授及び姜英助教「受動喫煙防止の法規制の強化に関する研究」¹⁹によれば、屋外喫煙所について、「建物や人の動線から十分に距離（可能であれば 25 メートル）を離して設置する」「混み合う場所では高さ 3 メートルほどの壁で四方から囲い込」むことが必要との研究結果が提言されている。

このほか、新たな問題として、区市町村が直接主体となって公衆喫煙所を設置しなくても、タバ

コ小売販売店（町のタバコ屋やコンビニ等を含む。）等が設置する喫煙所を区市町村が整備事業として認めれば、東京都から 1 箇所上限 1000 万円、補助率 100%の補助金が出されてしまうという問題が指摘されている。現状、都でこれを排除する要綱規定は設けていない。しかしながら、これは、公衆の健康のための予算・公金がタバコ業者の商業上の拡販のために用いられるという側面を有しており、たばこ規制枠組条約 5 条 3 項の趣旨及び同ガイドライン²⁰、特に「3.1 締約国は、たばこ産業又はその利益を促進するために活動している組織若しくは人とのパートナーシップ及び自発的な協定を受諾、支援又は是認すべきではない。」に反する。

区市町村において、FCTC5 条 3 項、がん対策の施策、健康づくりの計画などと矛盾し不整合なものとして、このようなタバコ販売に関連する公衆喫煙所は区市町村の整備事業として認めない、また都への補助金申請をしないとといった扱いが、区市町村のモラルに委ねられている。

(2) 中小事業主が設置する喫煙室への助成か、喫煙所撤去への助成か

厚労省は、中小企業事業主の喫煙室、屋外喫煙所又は換気設備の設置の経費に、助成率 2 分の 1（飲食店は 3 分の 2）、助成上限額 100 万円の助成金を交付している²¹。

東京都産業労働局は、宿泊施設又は中小飲食店

¹⁷ 石田雅彦 YAHOO!ニュース 「板橋区役所」隣接「公衆喫煙所」問題が解決へ
<https://news.yahoo.co.jp/byline/ishidamasahiko/20190827-00140105/>

¹⁸ 2019 年 10 月 29 日東京新聞「路上禁煙条例の千代田区導入 喫煙トレーラー、置き場難航」
<https://www.tokyo-np.co.jp/article/tokyo/list/201910/Ck2019102902000118.html>

¹⁹平成 29 年度 分担研究報告書(2018 年 7 月公開) 25 頁
<https://mhlw-grants.niph.go.jp/niph/search/NIDD00.do?resrchNum=201709004A>

²⁰ 仮訳

https://www.mhlw.go.jp/topics/tobacco/dl/fctc_5-3_guideline_120506.pdf

²¹ 受動喫煙防止対策助成金

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000049868.html>

の「喫煙専用室」「指定たばこ（加熱式たばこ）専用喫煙室」の設置の経費に、補助率5分の4（客席面積100㎡以下の中小飲食店が行う場合は補助率10分の9）、補助上限額400万円の補助金を交付している²²。

筆者は、建物内の喫煙所は、FCTC（たばこ規制枠組条約）第8条ガイドラインに反し、あくまで例外的な措置であって、公的に推奨して公費を投じるべき性質のものではなく、店舗等が自費（その原資は喫煙者が負担）で設置することを許容するにとどめ、都の分煙環境整備補助金は廃止すべきことを主張してきた²³。

逆に、筆者は、分煙のための補助よりも、むしろ禁煙化のために喫煙室撤去や壁紙変更や改装等をする場合にこそ補助金を出して、屋内禁煙化を後押しすべきであると主張してきた²⁴。

この点、千葉市は、「三次喫煙を軽減するため、」既存小規模飲食店が屋内喫煙場所の撤去、内装・家具の交換等に要する経費を9割補助（上限10万円）する新制度を2019年（令和元年）6月から実施している²⁵。また、鳥取県も既存特定飲食提供施設

の全面禁煙化支援として、「壁紙、カーテン等の改装、交換」「喫煙室又は喫煙所の撤去」に補助率2/3、補助上限10万円の補助金を交付している²⁶。秋田県も、従業員がいる小規模飲食店が、店舗の屋内を全面禁煙とする際の、喫煙室の撤去や壁紙・カーテンの交換などの経費に補助率9割・最大10万円を助成するとのことである²⁷。

喫煙所設置に補助金を出すことは過渡的な施策であり、他方、全面禁煙を推進することの方がより重要な施策と考えるべきである。

なお、東京都が、都内飲食店に12月下旬～1月中旬ころ無作為抽出の郵送配布・郵送回収で実施したアンケート²⁸（回収率18%）によれば、その時点における4月以降の受動喫煙防止対策の予定は、次のような回答結果であった。

屋内全面禁煙 68.3% 喫煙専用室 3.9%
加熱式たばこ専用喫煙室 1.4% 喫煙可能室 11.4%
喫煙目的施設 1.0% 未定 12.6%

（3）禁煙外来治療費への公費助成

東京都内では、禁煙を希望する喫煙者に、禁煙外来治療費の一部を補助・助成する区市町村が着実に増加している²⁹。中央区（定員60名）、品川区（定員100人）、北区（定員150人）、荒川区（定

²²東京2020大会に向けた受動喫煙防止対策支援事業

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/tourism/kakusyu/syukuhaku/>

²³岡本こうき 平成29年（2017年）12月8日 東京都議会本会議一般質問

<https://www.gikai.metro.tokyo.jp/record/proceedings/2017-4/03.html#11>

岡本光樹 アゴラ掲載 受動喫煙防止条例案のポイントを都ファ都議が解説

<http://agora-web.jp/archives/2032297.html>

²⁴都議会厚生員会速記録 平成30年（2018年）6月21日 参考人 東京都医師会会長・尾崎治夫も同様の意見

<https://www.gikai.metro.tokyo.jp/record/welfare/2018-08.html>

²⁵千葉市飲食店禁煙化補助金

<https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/kenkofukushi/suishin/30jigyousyasien.html>

²⁶鳥取県受動喫煙防止対策支援事業補助金

<https://www.pref.tottori.lg.jp/281543.htm>

²⁷受動喫煙防止対策支援事業費補助金

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/42582>

²⁸令和元年度 飲食店における受動喫煙防止対策にかかるとのアンケート

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/ken/sui/kitsuen/sanko/insyokutentaisaku/conclusion/01.html>

²⁹東京都福祉保健局「禁煙希望者支援における取組の概要」

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kensui/kitsuen/municipalities/>

員 100 人)、練馬区 (定員 150 名)、港区、豊島区 (定員 50 名)、江戸川区 (200 人)、文京区 (定員 80 名)、中野区、墨田区、目黒区 (定員 50 名)、足立区、昭島市、多摩市、日の出町で実施されており、都内 13 区・2 市・1 町の合計 16 自治体が禁煙外来治療費の公費助成を実施している。1 人あたりの上限を 1 万円としている区が多いが、豊島区・足立区は対象要件を妊婦や子どもと同居している場合等に限定しつつ助成額を 2 万円としている。北区は基本の助成額を 1 万円としつつ妊婦や子どもと同居している場合は加算して助成額を 2 万円としている。禁煙外来の自己負担額は 2 万 2 千円程度であり、豊島区・足立区・北区の制度では自己負担がかなり軽減される。

東京都は、将来的な喫煙率を下げ、都民の健康増進を図る目的で、区市町村が行う禁煙治療費助成事業の取組を支援し、半額を補助している (区市町村包括補助事業 2018 年/平成 30 年 9 月 4 日改正)。今後、こうした助成事業がさらに他の区市町村及び都外全国に広がることに期待する。

もともと、実施主体の自治体の多くで定員数が設けられており、また、都から各自治体への補助の上限が 100 万円と設定されていることは、問題である。先に見た喫煙室への補助金 1 箇所 1000 万円や 400 万円に比べると、あまりにアンバランスな低予算である。定員数を設けることなく、より幅広く利用される制度にすべきである。

他県では、千葉市、大阪市、吹田市・四條畷市 (大阪府)、牛久市・龍ヶ崎市 (茨城県)、尾張旭市・春日井市・長久手市 (愛知県)、金沢市・小松市・加賀市 (石川県)、札幌市、美幌町 (北海道)、中井町 (神奈川) 等において、禁煙外来治療費へ

の公費助成が行われている³⁰。

喫煙率を下げることは、受動喫煙を根本的になくすことにつながるし、また、がん対策として喫煙率を 12% に下げることが国においても東京都においても目標とされている³¹。

喫煙所に補助金を出すことは過渡的な施策であり、他方、禁煙・卒煙を推進することは抜本的かつ根本的に重要な施策と考えるべきである。

³⁰ 千葉市
<https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/kenkou/shien/kinenn.html>
吹田市
<http://www.city.suita.osaka.jp/home/soshiki/div-kenkoi-ryo/hokencijigyo/73532/86024.html>
牛久市・龍ヶ崎市 (茨城県)
<http://www.city.ushiku.lg.jp/sp/page/page005560.html>
https://www.city.ryugasaki.ibaraki.jp/shisei/mayor/teireikaiken/teirei30/kishakaiken201903.files/02_kinengairai-josei.pdf
https://ibarakinews.jp/news/newsdetail.php?f_jun=15548943748296
尾張旭市 (愛知県)
<https://www.city.owariasahi.lg.jp/kurasi/kenkou/kinenjosei.html>
<https://www.sankei.com/west/news/170906/wst1709060019-n1.html>
金沢市 (石川県) 妊婦のため
<https://www4.city.kanazawa.lg.jp/23030/ninnsinn/kinnen-jyosei.html>
札幌市 (北海道)
<https://www.city.sapporo.jp/eisei/tabako/kosodatesetai.html>
美幌町 (北海道)
<http://www.town.bihoro.hokkaido.jp/docs/2015072800036/>
³¹ 国の第 3 期がん対策推進基本計画 (2017 年 10 月 24 日閣議決定) 9 頁 【個別目標】として、「平成 34 (2022) 年度までに、成人喫煙率を 12% とすること」
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-109000-00-Kenkoukyoku/0000196973.pdf>
成人の喫煙率 19.5% (平成 22 年) から禁煙希望者が禁煙した場合の割合 (37.6%) を減じた値である 12% を設定。(健康日本 21 (第二次) の推進に関する参考資料 128 頁)
https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/dl/kenkounippo_n21_02.pdf
東京都がん対策推進計画 (第二次改定) (2018 年/平成 30 年 3 月) 40 頁 「目標値」
http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/iryo/iryo_hoken/gan_portal/research/taisaku/suisin_keikaku/suisin_keikaku_secondrevision.html

4. 新型コロナウイルス感染症による影響に関する若干の考察

(1) 飲食店経営への影響

新型コロナウイルス感染症への対応として、2020年2月16日に加藤厚労大臣及び専門家会議 脇田座長の会見において「不要不急な集まりをなるべくへらす・避けていただく」といった発言があり、3月25日に小池都知事が会見において「少人数でも飲食を伴う集まりをできるだけお控えいただきたい。夜間の外出もお控えいただきたい。」と発言し、4月7日に政府安倍総理大臣から「緊急事態宣言」が発出され、都知事から都民向け「外出自粛の要請」（4月8日～5月6日）が、事業者向け「協力要請」（4月11日～5月6日）が発出されるなど、飲食店をとりまく経営環境は、大きな変化が生じている。

飲食店を利用しない自宅での食事が増加し、飲食店利用の場合もテイクアウト・宅配・移動販売などが増加し、店内での飲食が大幅に減少している。旧来型の経営では廃業を余儀なくされる飲食店も出てくる。また、喫煙は肺炎の重症化リスクと言われている³²ことから、今後、喫煙率低下・タバコ離れが一層進むことも期待される。

健康増進法改正及び受動喫煙防止条例制定という法制度の変革のみならず、法令の全面施行と同時期に起きた新型コロナウイルス感染症による影響からも、旧来のような飲食店で受動喫煙に遭うことがありふれていた社会状況は、大きく様変わりするであろうと考えられる。

(2) 喫煙所閉鎖への影響

³² 他方で、ニコチン・喫煙で新型コロナにかかりにくくなる、感染を阻止する旨の報道もあり、注意を要する。

前述のとおり、厚労省及び自治体は、これまで公費を投じて喫煙所を増やす方針をとってきた。しかしながら、ここに来て、ニュース等で喫煙所が新型コロナウイルス感染のクラスターになる可能性が指摘され、実際に福井市所在の企業の喫煙所での感染例が出た。こうした状況を踏まえて、官民ともに次々と喫煙所を閉鎖すべき事態となっている³³。

東京都福祉保健局は、各区市町村宛てに2020年4月16日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた喫煙所における適切な対応について（依頼）」において、「喫煙所における『3つの密』（密閉、密集、密接）の状態を防止するための貼紙の掲示、喫煙所を設置している民間企業等への注意喚起、さらには、公衆喫煙所等の一時的な閉鎖など、『3つの密』を避ける取組を進めていただきますようお願い申し上げます。」との通知を発出した。

これを機に、厚生労働省、東京都福祉保健局・東京都産業労働局はじめ各地方自治体は、喫煙所設置のための公費補助を廃止する方向へと政策転換すべきである。

(3) 住宅喫煙増加への影響

新型コロナウイルス感染症対策による在宅勤務の増加にともない、集合住宅のベランダ喫煙・換気扇下喫煙や住宅近接地の隣家喫煙などの近隣住宅受動喫煙トラブルが増えている。健康増進法第27条の「屋外や家庭等において喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲

³³ 日本禁煙学会 全国の喫煙所・喫煙室の閉鎖状況

http://www.jstc.or.jp/modules/information/index.php?content_id=247

の状況に配慮しなければならない」ことを内容とする「配慮義務」規定を周知する必要がある。

また、コロナから命を守るための在宅勤務と、コロナで命を失うリスクを高める喫煙とは、逆行した矛盾行動であると、喫煙者に啓発し、禁煙を促す必要があると考えられる。

D. 結論

東京都受動喫煙防止条例や東京都子どもを受動喫煙から守る条例をはじめ先進的な条例の制定は、他の自治体にも影響を与え、波及効果が見られる。

また、法律・条例の履行確保に向けた取組や助成金・補助金のあり方に関しても、各地で共通の課題や問題点が見られる。

先進的な好施策を評価し、他地域へ全国的に広げていくことが重要である。

E. 健康危険情報

なし

F. 研究発表

1. 書籍発表

(共著) 横浜市医師会医学シリーズ「タバコに関する諸問題・最新の知見」～東京2020に向けて～ 岡本光樹『東京都の取り組み』(刊行予定)

2. 学会発表

- 1) 岡本光樹「受動喫煙対策のこれから」 第13回 日本禁煙学会学術総会 2019年11月3日 シンポジウムⅡ「オリンピックを前に受動喫煙対策は今」(山形市)
- 2) 岡本光樹 特別講演「東京都受動喫煙防止条例の制定趣旨」 保険者機能を推進する会 たばこ対策研究会主催 第6回職場における“たばこ(喫煙)対策”を考える会 2019年12月6日 (野村證券株本社)
- 3) 岡本光樹「東京都受動喫煙防止条例の制定趣旨」 第29回 日本禁煙推進医師歯科医師連盟学術総会 2020年2月16日 シンポジウム2「都条例の実行に向けての取り組み」 (東京都医師会館)

3. 寄稿

タバコ問題首都圏協議会 World No Tobacco Day (世界禁煙デー) 記念イベント 2020 in Tokyo 予稿集 「法令で変わる? タバコ事情! ~公共施設・職場・レストランでは?」 岡本光樹『東京から全国へ受動喫煙防止条例の波及状況と新型コロナウイルス感染症による喫煙環境の変化』

<http://nosmoke-shutoken.org/wp-content/uploads/2020/05/a14347bde3273d3965af2a6e44dea2c6.pdf>

G. 知的財産権の出願・登録状況

なし

【別表1】各地の受動喫煙防止条例～国の健康増進法改正まで

	神奈川県	芳賀町 (栃木県)	兵庫県	広島県	美唄市 (北海道)	東京都	福山市 (広島県)	香芝市 (奈良県)	東京都	健康増進法 改正
議員提案						議員提案	議員提案		知事提案	
成立時期	2009年3月	2010年9月	2012年3月	2015年3月	2015年12月	2017年10月	2018年3月	2018年3月	2018年6月	2018年7月
罰則	罰則あり	なし	罰則あり	なし	なし	なし	なし	なし	罰則あり	罰則あり
概要	飲食店にも 罰則	町有施設の 義務	飲食店にも 罰則	努力義務	努力義務	子ども特化 努力義務	子ども特化 努力義務	理念条例	飲食店にも 罰則	飲食店にも 罰則
特徴	100 m²超の 飲食店	一部の公共 施設(保健セ ンター, 地域 体育館, 教育 施設等)で敷 地内禁煙	100 m²超の 飲食店 施設管理者 に刑事罰 施設を分類 して敷地内 禁煙や屋内 喫煙所禁止	がん対策条 例の第4章 学校、遊具の ある公園、そ の付近(7m 以内)の公道 等の屋外灰 皿について 子供への配 慮の規定	校門から 100m 以内の 路上又は公 園	児童虐待防 止法を引用 し18歳未満 が保護対象 家庭内・車 内・屋外(公 園・学校周 辺・小児医療 施設7m以 内)を明示	20歳未満と 妊婦が保護 対象		従業員を使 用する飲食 店 保育所～高 校は屋外喫 煙所を設け ない努力義 務 禁煙飲食店 の掲示	100 m²超の 飲食店 第一種施設 は敷地内禁 煙・屋外喫 煙所可 第二種施設 は屋内禁 煙・喫煙室可
加熱式タバ コに関する 規定	平成27年12 月の条例改 正により、 「喫煙」の定 義に「加熱」 を加えた		解釈により、 加熱式も対 象に			「喫煙」の定 義に「加熱」 を明示。 「煙」を「肉 眼で見える 煙に限らず、 残留するた ばこの臭気 その他の排 出物を含む」 とする。	「煙」につい て同左。		条例上は罰 則の適用な いが、健康増 進法により 罰則あり	「加熱」「煙 (蒸気を含 む)」 違反には罰 則あり 第二種施設 等では飲食 等可能な加 熱式タバコ 用喫煙席の 設置可

【別表2】各地の受動喫煙防止条例～法改正後、政令指定都市及び道府県

	千葉市	静岡県	山口県	山形県	大阪府	大阪府	兵庫県改正
議員提案			議員提案		議員提案	知事提案	
成立時期	2018年9月	2018年10月	2018年10月	2018年12月	2018年12月	2019年3月	2019年3月
罰則	罰則あり	なし	なし	なし	なし	罰則あり	罰則あり
概要	飲食店にも罰則	努力義務を上乗せ	理念条例	努力義務を上乗せ	子ども特化 努力義務	飲食店にも罰則	各種施設に法規制上乗せ
特徴	従業員を使用する飲食店が規制対象。ただし風営法接待業は例外 行政機関に屋外喫煙所を設置しない努力義務	保険者の責務 禁煙飲食店の掲示 保育所～高校は屋外喫煙所を設けない努力義務	教育の推進	保健医療・教育関係者の責務 保育所～高校・医療機関は屋外喫煙所を設けない努力義務 第二種施設のうち公共性高いものは、喫煙室を設けない努力義務	児童虐待防止法を引用し18歳未満が保護対象	30㎡超の飲食店 2025年4月施行	保育所～高校の屋外喫煙所、官公庁全般の建物内喫煙室を禁止。 官公庁全般・駅屋外ホーム・観覧場・運動施設・公園は建物外も原則禁煙（屋外喫煙所可） 以上につき 罰則あり 。 20歳未満・妊婦と同室内・車内の喫煙禁止、妊婦の喫煙禁止 （罰則なし）
加熱式タバコに関する規定				第二種施設のうち公共性高いものは、指定たばこ専用喫煙室も設けない努力義務			法律の「指定たばこ専用喫煙室」（飲食等可）を認めない。紙巻タバコと同じ扱い

【別表2】 つづき

	秋田県	広島県改正	名古屋市	岡山県	北海道	埼玉県
議員提案						議員提案
成立時期	2019年6月	2019年7月	2020年3月	2020年3月	2020年3月	2020年3月
罰則	勧告・公表	なし	なし	なし	なし	罰則あり
概要	各種施設に法規制上乗せ	法規制上乗せ	子ども特化努力義務	飲食店に努力義務	努力義務を上乗せ	飲食店に罰則
特徴	<p>従業員を使用する飲食店が対象。違反に対して勧告・公表（5年間の経過措置）</p> <p>保育所～高校は敷地内禁煙。駅・空港の喫煙室設置禁止。違反に対して勧告・公表</p>	<p>保育所～高校は屋外喫煙所を設置してはならない</p>	<p>18歳未満対象</p> <p>住居・車内・屋外を明示</p> <p>禁煙治療の普及</p>	<p>従業員を使用する飲食店は屋内の全部を喫煙可能室としない努力義務</p>	<p>20歳未満・妊婦がいる場所で喫煙をしない努力義務</p> <p>保育所～高校は屋外喫煙所を定めない義務</p>	<p>従業員を雇用する飲食店は、全ての従業員の書面による承諾を得た場合でなければ、喫煙可能室を設置してはならない。従業員の不利益取扱いの禁止。</p> <p>2021年4月施行</p>
加熱式タバコに関する規定	第二種施設で「指定たばこ専用喫煙室」を設置しない努力義務					

【別表3】各地の受動喫煙防止条例～法改正後、市による健康増進法への上乗せ

	豊橋市 (愛知県)	蒲郡市 (愛知県)	多治見市 (岐阜県)	苫小牧市 (北海道)	寝屋川市 (大阪府)
成立時期	2019年3月	2019年9月	2019年9月	2019年12月	2020年3月
概要	努力義務を上乗せ	義務を上乗せ	努力義務を上乗せ、路上禁煙(指導のみ)	義務を上乗せ	子ども特化努力義務、路上禁煙(罰則あり)
特徴	学校・病院に屋外喫煙所を設けない努力、塾に屋内・屋外喫煙所を設けない努力義務 禁煙飲食店の掲示	市民病院の責務として禁煙治療 20歳未満が主に利用する市の管理施設の敷地内禁煙	第1種施設の敷地内禁煙(努力義務) 禁煙表示の努力義務 公園等の市が管理する施設の原則禁煙 歩きタバコ禁止、違反には指導	市庁舎、学校、病院(精神科を除く)の敷地内全面禁煙、屋外喫煙所禁止。 市の体育館・文化施設の建物内全面禁煙、喫煙室禁止 禁煙飲食店の掲示	18歳未満対象 家庭・車内・路上(学校外周・通学路・公園)を明示
加熱式タバコに関する規定	飲食・パチンコ等可の喫煙席ではなく、飲食等不可の専用室とする努力義務		加熱式タバコ喫煙室での飲食等を不可とする努力義務		路上禁煙に関して、紙巻タバコと同様に罰則対象

【別表】全体についての参考URL

・子どもに無煙環境を推進協議会
【地方自治体の受動喫煙防止条例】
<https://notobacco.jp/pslaw/pslawjorei.html>

【別表4】各地の受動喫煙防止条例～法改正後(直前期を含む)、市による路上禁煙)

	尼崎市 (兵庫県)	習志野市 (千葉県)	四条畷市 (大阪府)	士別市 (北海道)	松本市 (長野県)	調布市 (東京都)	多摩市 (東京都)	市原市 (千葉県)
成立時期	2018年6月	2018年9月	2018年12月	2019年2月	2019年3月	2019年3月	2019年3月	2020年3月
概要	路上等に罰則なし	路上等に罰則あり	道路等に罰則あり	路上等に罰則なし	路上等に罰則なし	路上等に罰則あり	路上等に罰則あり	路上等に罰則あり
特徴	禁煙支援を明記 指定区域の禁煙、市内歩きたばこ禁止	受動喫煙防止のため、指定区域(道路・公園・駅前広場)の禁煙。罰則あり	受動喫煙防止のため、市内すべての道路・公園の禁煙。指定区域は罰則あり 保育所～高校の屋外喫煙所設置不可	受動喫煙防止のため、道路・公園・広場など子ども周辺で喫煙しない努力義務 歩行禁煙 保育所～高校、病院は敷地内禁煙	受動喫煙防止のため、指定区域の禁煙。違反には指導のみ	受動喫煙防止のため、指定区域(路上・駅前広場)の禁煙。罰則あり 教育の推進	受動喫煙防止のため、指定区域の禁煙。罰則あり 公園内、市施設・教育施設等の隣接路上の禁煙。指導・勧告あり、過料なし	受動喫煙防止のため、重点区域(駅周辺)の禁煙。罰則あり
加熱式タバコ		責務規定・配慮義務の対象だが、罰則の対象外	紙巻タバコと同様に罰則対象			罰則(過料)の対象外	罰則(過料)の対象外	禁止の対象外

【別表5】 鈮持麻衣「受動喫煙対策をめぐる 改正健康増進法の上乗せ・横出し条例」都市とガバナンス Vol.32 183 頁より引用
http://www.toshi.or.jp/app-def/wp/wp-content/uploads/2019/10/reportg32_5.pdf

表2 受動喫煙防止条例による上乗せ・横出し規制

	保健所設置	第1種施設に関する規制強化	第2種施設に関する規制強化	全面禁煙時の標識掲示	既存特定飲食提供施設に関する規制強化	喫煙者に対する直罰制	施設管理者による指導の義務化	未成年者・妊婦に対する配慮義務の強化	路上等での喫煙規制	居室・自動車内での喫煙規制	客室での喫煙規制
神奈川県条例	○			○		○	○	○			
芳賀町条例	×	○	○	○※1			○※1				
兵庫県条例	○	○	○	○			○	○	○	○	△
広島県条例	○	○							△		
美唄市条例	×	△	△					△	△		
東京都子ども条例	○							△※2	△※2	△※2	
香芝市条例	×	理 念 条 例									
志免町条例	×	△	△								
福山市条例	○	理 念 条 例									
東京都条例	○	△		○	○						
千葉市条例	○	△			○			△			
廿日市市条例	×	○	○						○		
習志野市条例	×								○		
山口県条例	○	理 念 条 例									
静岡県条例	○	△		○							
大阪府子ども条例	○	理 念 条 例									
四條畷市条例	×	○	○	○				○※2	○		
山形県条例	○	△	△	△	△						
士別市条例	×	○		○				△	○		
松本市条例	×	○	○						○		
大阪府条例	○	△		△	○						
調布市条例	×	○	○						○		
豊橋市条例	○	△	△	○							
多摩市条例	×								○		
田村市条例	×	○	○	○					○		
秋田県条例	○	○	○	△	○						

凡例) ○:保健所を設置している、または、当該上乗せ・横出し規制あり。△:努力義務として、当該上乗せ・横出し規制あり。×:保健所を設置していない。

※1 芳賀町条例は、町有施設を対象としているため、町長が施設管理権原者たりうる。

※2 18歳未満の者について規定している。

